

(別 紙)

個人情報の開示等を請求された方へ

河南町

1 受付の日から起算して15日(15日目が休日に当たるときは、その翌日)以内に請求された公文書を開示等するかどうかを決定し、書面により通知します。

なお、通知書の到着は、2～3日を要すると思われるので、あらかじめご了承ください。

2 やむを得ない理由により決定期間を延長することもあります。この場合もその旨を書面で通知いたします。

3 開示等する場合は、開示等の日時及び場所は事前に連絡の上、開示決定通知書等で通知いたします。

なお、連絡のとれない場合は、通知書に記載した日時及び場所とさせていただきますが、御都合が悪ければ主管課又は町民情報公開コ-ナ-まで連絡してください。

4 開示等する場合、再度、個人情報の本人又はその法定代理人等であることを証明する資料が必要です。

5 個人情報の開示を実施する場合は、公文書1件につき、200円の手数料が必要となります。

6 公文書の写しを必要とされている場合は、写しの作成費用を負担していただきます。費用は、白黒片面1枚(縦29.7cm×横42.7cm以内のものに限ります。)につき20円です。

なお、写しの郵送を希望される場合は、郵送に要する費用も必要です。

連絡先

住 所 大阪府南河内郡河南町大字白木1359-6

総合窓口 町民情報公開コ-ナ- (総務課内)

電 話 0721-93-2500

主管課